

事 務 連 絡  
令 和 3 年 6 月 8 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について  
(ミャンマー産緑豆のチアメトキサム)

標記については、令和 3 年 5 月 20 日付け薬生食輸発 0520 第 1 号により検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、行政検査を実施することとしたところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、ミャンマー産緑豆及びその加工品について、チアメトキサムに係る検査命令を実施するようお願いいたします。

(参考)

令和 3 年 6 月 3 日現在のチアメトキサム検査命令受託可能検査機関

一般財団法人 食品環境検査協会

一般財団法人 東京顕微鏡院

一般財団法人 日本食品検査